

令和6年度第1回 南アルプス市環境審議会資料

令和6年7月17日（水）午後3時30分～
南アルプス市役所 新館1階 第1会議室

令和6年度 第1回 南アルプス市環境審議会資料

令和6年7月17日

《南アルプス市環境行政の現状について》

1. 公害対策について

○公害とは

環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（1）騒音

騒音規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。また山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法とは別の見地から、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行っている。

【規制の対象】

○特定工場・事業場

法により市では、区域や時間帯ごとの規制基準を定め、政令で種類・規模を指定した騒音を発生する特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、土石用破碎機など）を設置している者は、この基準を遵守しなければならない。また、これらの施設を設置する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善の勧告をすることができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法の対象施設より規模の小さい施設や騒音規制法では定めていない施設を定めている。

規制基準及び届出並びに改善の勧告や命令については、法に準拠している。

特定工場等における騒音の規制基準（単位：デシベル）

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

《時間の区分》

昼間：午前8時から午後7時まで

朝：午前6時から午前8時まで

夕：午後7時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

※規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

〈区域の区分〉

第1種区域：良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

(例) 櫛形：あやめが丘等

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(例) 一般住宅地域

第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(例) 櫛形: 日立 Astemo (株)

※工業専用地域（甲西工業団地等）は規制の対象外となっている。

特定施設の設置状況：詳細は【別紙1参照】

○特定建設作業

騒音規制法により市では、規制基準をあてはめる区域を定め、政令で種類・規模を指定した著しい騒音を発生する特定建設作業（くい打機、くい抜機、びょう打機など）を行う者は、この基準を遵守しなければならない。これらの作業を実施する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに、環境大臣が定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

山梨県生活環境の保全に関する条例では、騒音規制法で定めていない作業を定めている。届出並びに改善の勧告や命令については、法に準拠している。

特定建設作業に関する規制基準（騒音規制法）

規制種別	区域の区分	規制基準
騒音の基準	第1号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベルを超える大きさでないこと。
	第2号区域	
作業期間に	第1号区域	午後7時から翌日の午前7までの時間内において行なわれないこと。
関する基準	第2号区域	午後10時から翌日の午前6までの時間内において行なわれないこと。
1日当たり作業	第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
時間に関する基準	第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
関する基準	第2号区域	
日曜休日に	第1号区域	日曜日その他の休日に行われないこと。
関する基準	第2号区域	

(注) 災害その他の非常事態などの適用除外となる場合は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占有許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 発電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

〈区域の区分〉

第1号区域	・特定工場等において発生する騒音で指定された地域のうち、第1種、第2種、第3種区域
	・特定工場等において発生する騒音で指定された地域で第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	特定施設の規制区域で定める区域のうち第1号区域以外の区域

特定建設作業の規制基準（条例）

規制種別	区域の区分	規制基準
騒音の基準	くい打ち機	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベルを超える大きさでないこと。
	パワーショベル等	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベルを超える大きさでないこと。
作業期間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内において行われないこと。
関する基準	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われないこと。
1日当たりの作業	第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
時間に関する基準	第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業機関に	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
関する基準	第2号区域	
日曜休日に	第1号区域	日曜日その他の休日に行われないこと
関する基準	第2号区域	

※第1号、第2号の区域の区分及び災害等の適用除外は法に準拠している。

○自動車騒音

自動車騒音の常時監視については、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、「自動車騒音公害防止」の基礎資料となるよう、年間を通じ、自動車騒音に対して地域が曝される状況について、平均的状況を継続的に把握することを目的とし実施している。

騒音測定調査については、市長は指定地域について行うことと定めており、この騒音調査測定結果から、自動車騒音が要請限度を超過し、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市長は都道府県公安委員会に対して、改善等の要請をすることができる。また、市長は要請限度を超えていない場合でも、必要に応じて道路管理者や関係行政機関の長に対して、騒音を小さくするように意見を言うことができる。

これらの調査結果については、市長は公表するものとしている。

自動車騒音の要請限度

時間区分/指定地域		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時～午後10時	65	70	65	75	75
夜間	午後10時～午前6時	55	65	55	70	70

〈区域の区分〉

- a 区域：専ら住居の用に供されている区域
- b 区域：主として住居の用に供されている区域
- c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供されている区域

【参考】騒音の環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)が定められている。この環境基準の達成状況の地域の評価は、道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとしている。

道路に面する地域に係る環境基準

時間区分／指定地域		A地域	B地域	C地域
		2車線以上	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時～午後10時	60	65	65
夜間	午後10時～午前6時	55	60	60

〈地域の区分〉

- A 地域：専ら住居の用に供されている地域
- B 地域：主として住居の用に供されている地域
- C 地域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供されている地域

【令和5年度調査個所】県道26号富士川南アルプス線・一般国道140号線
自動車騒音調査結果（2路線、2地点）

No.	路線名	住 所	沿 道 地 点						背後地地点	
			等価騒音レベル (dB)		基準値等 適合状況 (○：適合 ●：不適合)				等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	環境基準	要請限度	昼間	夜間		
①	一般国道140号線	東南湖 893-8	6 7	6 3	○	○	○	○	5 0	4 5
②	県道26号 富士川南アルプス線	東南湖 3093	6 5	5 9	○	○	○	○	4 3	3 5

※身近な音の大きさについて（目安）

- | | |
|---------|---------------------------|
| 120デシベル | ・飛行機のエンジンの近く |
| 100デシベル | ・電車が通るときのガードの下 |
| 80デシベル | ・地下鉄の車内・電車の車内・ピアノ（正面1m） |
| 60デシベル | ・静かな乗用車・普通の会話 |
| 40デシベル | ・市内の深夜・図書館・静かな住宅の昼 |
| 20デシベル | ・木の葉のふれあう音・置時計の秒針の音（前方1m） |

（2）振動

振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的としている。

【規制の対象】

○特定工場・事業場

法により市では、区域や時間帯ごとの規制基準を定め、政令で種類・規模を指定した振動を発生する特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、土石用破碎機など）を設置している者は、この基準を遵守しなければならない。また、これらの施設を設置する際には事前に市長への届出が必要となる。市長は、規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに、改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

特定工場等における振動の規制基準（単位：デシベル）

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

《時間区分》

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

※規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。

〈区域区分〉

第1種区域：良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※工業専用地帯（甲西工業団地等）は規制の対象外となっている。

特定施設の設置状況：詳細は【別紙1参照】

○特定建設作業

振動規制法により市では、規制基準をあてはめる区域を定め、政令で種類・規模を指定した著しい振動を発生する特定建設作業（くい打機、鋼球破壊機、舗装版破壊機、ブレーカーなど）を行うものはこの基準を遵守しなければならない。これらの作業を実施する際には、事前に市長への届出が必要となる。市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が昼間、夜間、その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並び、区域の区分ごとに環境大臣が定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善の勧告を行うことができる。さらに改善の勧告に従わない場合は改善の命令を行うことができる。

特定建設作業に関する規制基準（振動規制法）

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベルを超える大きさでないこと。
作業時間に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内において行われないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われないこと。
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと。
日曜休日にに関する基準	第1号区域 第2号区域	日曜日その他の休日に行われないこと。

※災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は、騒音規制法と同様である。

〈区域の区分〉

第1号区域	・規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ・規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	規制区域のうち、第1号区域以外の区域

道路交通振動の要請限度

地域の区分	要請限度	
	時間の区分	昼間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

※ 〈時間の区分〉及び〈区地域の区分〉は特定工場・事業場の規制基準の区域の区分と同様である。

(3) 悪臭

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

【規制の対象】

市長が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認めて指定した規制地域内においては、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象となる。規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。また市長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、改善の勧告をすることができる。また、この改善の勧告に従わないときは、改善の命令をすることができる。

敷地境界線上における規制基準

区域の区分	A区域	B区域	C区域
規制基準(臭気指数)	13	15	17

〈区域の区分〉

A区域：主な住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

(4) 水質

【水質汚濁防止法】

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下への浸透を規制とともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の水質の汚濁及び地下水の水質の汚染の防止を図る。

○市の取り組み

「水質調査」

- ・河川水質調査・・・・市内を流れる河川の主要ポイント25地点の水質調査を年に2回(夏と冬)行い、河川の水質状況を監視
→ 詳細は【別紙2-1】
- ・地下水水質調査・・・・市内を68区画に分割し、毎年12区画をローテーションにより調査している。→ 詳細は【別紙2-2】
- ・事業所排水水質調査・・・三井金属ダイカスト、トヨタホーム、日立Astemo(地下水含む)の3事業所の水質調査及び、甲西工業団地内の集合排水の水質調査を行う。→ 詳細は【別紙2-3】【別紙2-4】
- ・地下水モニタリング調査
・・・平成16年8月に発生した日立Astemo(旧トキコ)の土壤汚染に関連し、日立Astemo付近の井戸2箇所の水質調査を年1回実施している。→ 詳細は【別紙2-5】

【生活排水】

公共下水道については、上下水道局で整備・加入促進を進めているが、未整備地域については、浄化槽の管理徹底を呼びかけていく。
また、国、県の補助金を活用し、下水道の計画区域以外で一般住宅へ浄化槽を設置する場合にその費用の一部(対象事業費1/3)を補助する。

(5) 公害防止協定

地方公共団体又は地域住民と、当該地域に立地し又は立地しようとする企業間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

現在、市では次の企業と公害防止協定を結んでいる。

1. 三井金属ダイカスト 株式会社(韮崎市 御勅使工業団地内)
2. トヨタホーム 株式会社(徳永)
3. YKK AP 株式会社山梨工場(加賀美)
4. 日立Astemo 株式会社(吉田)
5. 株式会社 テクノプラント(戸田 甲西工業団地)
6. エルテックサービス 株式会社(戸田 甲西工業団地)
7. 株式会社 エコフカサワ(藤田)
8. 有限会社 峠南環境サービス(戸田 甲西工業団地)

※公害防止協定の概要 → 【別紙3】

(6) 公害に関する苦情の概要

令和5年度公害苦情件数

公害の種類	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	大気汚染
件 数	12	11	2	0

公害の主な事例

公害の種類	被害状況	処理・対策方針
騒音 振動	・工場、作業所の作業音がうるさい。	・工場へ苦情があった旨を伝え、対策をとるように指導し、場合により騒音測定をすることもある。
悪臭 大気汚染	・水路から悪臭がする。 ・焼却炉で廃材を燃やしている。	・原因が特定できる場合は浄化槽の適切な管理の指導。原因が特定できない場合は、道路管理者に依頼しグレーチングを蓋に替えるなどの処置。 ・焼却炉が適切なものか確認し、基準を満たしていない場合は焼却の中止と修繕を指導。
水質汚濁	・河川に油が流れている。 ・河川に泡が流れている。	・事故だったのでオイルマットで吸着し対応した。 ・原因不明でそのまま泡は消滅（原因が特定できる場合は、排出者へ浄化槽の管理等の注意・指導を行う）。

○野焼きの対応について

農業に伴う野焼きに関する案件が多くなってきており、農政課やJA南アルプス市とも連携を取る中で、農業者へ指導すると共に、市民へも広報等により啓発を行っている。

※臭気指数とは？

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、嗅覚検査により正常な嗅覚をもつていると判断された被検者がにおいのついた空気をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた数値。臭気指数の算出式は以下のとおり。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

例) 臭気を100倍に希釈したとき、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、その臭気濃度は100で、その臭気指数は20となる。

また、臭気を30倍に希釈したときの臭気指数は15で、臭気を10倍に希釈したときの臭気指数は10となる。

特定施設設置状況

別紙1

施設の種類		騒音規制法		施設の種類		振動規制法	
		工場数	工場内設置数			工場数	工場内設置数
1	金属加工機械	14	42	1	金属加工機械	3	18
2	空気圧縮機及び送風機	47	234	2	圧縮機	45	218
3	破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	13	77	3	破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	13	77
4	織機	0	0	4	織機	0	0
5	建築用資材製造機械	7	9	5	コンクリートブロック製造機	1	2
6	穀物用製粉機	0	0	6	ゴム練用、合成樹脂ロール機	0	0
7	木材加工機械	3	4	7	木材加工機械	1	2
8	抄紙機	0	0	8	印刷機	2	6
9	印刷機	2	4	9	合成樹脂用射出成形機	5	73
10	合成樹脂用射出成形機	5	73	10	鋳型造型機	3	26
11	鋳型造型機	3	26				
計		94	469	計		73	422
施設の種類		山梨県生活環境の保全に関する条例（騒音）					
		工場数		工場内設置数			
1	送風機（クリーリングタワー用）	3		28			
2	機械プレス	0		0			
3	空気圧縮機	11		123			
4	石材圧縮機	0		0			
5	コレギートマシン	0		0			
6	コンクリートブロックマシン	1		2			
7	冷媒圧縮機	46		396			
計		61		549			

令和5年度河川水質調査結果

別紙2-1

NO.	採水場所	採水日	採水時間	気温 °C	水温 °C	pH	BOD mg/リッ	SS mg/リッ	DO mg/リッ	大腸菌群数 MPN/100ml
1	御勅使川(瀬戸大橋)	9月12日	9:33	25.5	18.2	8.3	0.5未満	61	9.2	70
		1月31日	9:24	1.0	6.2	7.8	0.5未満	7	11.9	1
2	御勅使川(新倉橋)	9月12日	9:57	26.0	19.7	8.3	0.5未満	85	9.0	400
		1月31日	9:41	2.9	6.3	7.9	0.5未満	6	11.9	4
3	御勅使川(堀切橋)	9月12日	10:24	29.5	25.9	8.3	0.5未満	24	8.2	250
		1月31日	10:28	5.9	9.6	8.3	1.0	1	12.5	350
4	四ヶ村川(双田橋南詰)	9月12日	10:39	30.4	25.3	8.8	0.5未満	8	9.3	58
		1月31日	10:38	4.6	5.4	8.4	0.6	4	13.9	9
5	神明川(高砂橋)	9月12日	10:56	30.7	25.8	8.9	1.1	12	9.0	630
		1月31日	10:53	5.0	6.1	8.5	1.1	2	14.0	1500
6	四ヶ村川(木の国サト入口)	9月12日	11:12	31.6	25.3	9.1	1.5	40	9.4	170
		1月31日	11:09	4.6	6.4	8.4	1.5	4	13.5	520
7	下今諏訪地内	9月12日	11:29	30.8	25.1	8.6	0.6	16	10.6	590
		1月31日	11:22	6.2	9.5	8.8	1.8	1	15.8	1400
8	ダイヤモンドアスト南交差点西	9月12日	8:49	27.2	21.9	9.0	0.7	10	9.8	220
		1月31日	8:58	1.8	4.0	8.3	0.7	3	13.8	2400
9	徳島堰取入口	9月12日	9:06	27.6	20.4	8.5	0.5未満	3	9.5	810
		1月31日	10:03	3.0	3.9	8.3	0.7	3	14.5	400
10	堰尻川(広道橋)	9月12日	8:28	26.5	21.0	8.4	0.5未満	8	9.0	230
		1月31日	8:37	1.8	4.0	7.9	0.7	3	13.3	300
11	大和・高室川(宮下橋)	9月12日	8:13	26.0	22.5	8.1	0.5未満	1	8.5	530
		1月31日	8:24	0.0	3.3	7.9	0.5未満	<1	13.4	6
12	深沢川(神山橋)	9月12日	8:15	23.8	20.4	8.1	0.5未満	3	8.6	210
		1月31日	8:43	1.0	4.0	7.9	0.8	<1	12.8	740
13	烏沢都市下水路(滝沢川流入口)	9月12日	12:00	33.2	25.5	8.3	0.7	6	8.2	300
		1月31日	11:47	5.5	5.7	7.8	0.6	<1	12.6	170
14	滝沢川(滝沢川橋)	9月12日	11:05	30.1	23.0	8.8	0.5	5	8.9	130
		1月31日	11:55	9.3	7.9	8.5	1.4	5	13.0	550
15	漆川(新野之瀬橋)	9月12日	8:05	23.4	21.5	8.4	0.5未満	4	8.8	310
		1月31日	8:30	0.5	5.3	8.0	0.6	<1	12.3	330
16	坪川(横沢橋)	9月12日	8:35	21.8	18.0	8.1	0.5未満	1	9.0	65
		1月31日	9:00	1.0	4.5	7.7	0.5未満	1	12.6	12
17	堰野川(西沼橋)	9月12日	8:55	24.0	23.1	7.9	0.5未満	3	8.2	220
		1月31日	9:20	6.0	7.0	7.7	1.0	11	11.5	430
18	横川(ネットトヨタ県道西)	9月12日	10:30	28.3	21.6	8.1	0.6	10	9.6	230
		1月31日	11:20	9.0	14.8	7.9	0.6	3	9.8	280
19	坪川(五明大橋)	9月12日	9:10	25.0	24.0	8.9	0.6	3	11.0	53
		1月31日	9:38	3.5	6.5	8.0	0.5	4	13.3	65
20	狐川(株ジット事務所東)	9月12日	9:20	26.0	24.2	7.9	0.5未満	5	7.8	150
		1月31日	10:10	6.0	8.7	7.7	0.5未満	8	10.6	140
21	五明川(ふじかわ聖苑西)	9月12日	9:30	27.5	23.6	7.9	0.7	9	8.0	440
		1月31日	10:18	6.0	8.5	7.6	0.6	5	10.3	280
22	八糸川(廃プラセンター北)	9月12日	9:45	28.0	25.7	8.5	0.9	8	12.4	45
		1月31日	10:30	6.0	8.2	8.2	0.8	2	14.1	270
23	西川(ジットセレモニホール県道東)	9月12日	9:55	28.1	22.6	8.2	0.6	10	10.2	500
		1月31日	10:45	6.8	12.0	8.2	0.8	3	10.7	500
24	横川(三郡クリーンセンター南)	9月12日	10:10	28.3	23.3	8.6	0.6	6	12.0	81
		1月31日	11:00	7.2	13.7	9.0	0.5未満	1	15.9	14
25	油川(油川1号橋)	9月12日	10:45	29.0	22.6	7.8	0.6	6	8.7	88
		1月31日	11:33	9.0	13.8	7.8	0.5	6	10.7	130

令和5年度 地下水 水質調査結果

別紙2-2

区分	測定項目	No.	1	2	3	4	5	6
		地点名	有野2168	野牛島1985	上高砂955-6	桃園219	上今井909	上今諏訪1610
		区域名	A-上部	A-中部	A-下部	B-上部	B-中部	B-下部
		採取日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日
		採取時間	9:05	9:25	9:40	8:33	10:00	10:16
	天気	—	地下水 環境基準	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴
	気温	°C		27.2	31.8	31.3	26.8	30.0
	水温	°C		19.8	16.4	16.6	16.0	22.4
環境 基 準 項 目	1,1,1-トリクロロエタン	—	1mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0007
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	硝酸性窒素	mg/L	10mg/L以下	2.86	1.67	0.89	4.26	4.38
	ほう素	mg/L	1mg/L以下	0.03	0.03	0.02	<0.01	0.03
	チウラム	mg/L	0.006mg/L以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
	シマジン	mg/L	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満

区分	測定項目	No.	7	8	9	10	11	12
		地点名	桃園1600	十日市場1514	鏡中條2376-2	落合2033	戸田133	東南湖3291-5
		区域名	C-上部	C-中部	C-下部	D-上部	D-中部	D-下部
		採取日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日	8月24日
		採取時間	8:18	10:34	10:46	11:39	11:20	11:07
	天気	—	地下水 環境基準	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴
	気温	°C		28.0	33.8	28.7	33.2	34.2
	水温	°C		16.4	20.3	16.7	18.8	24.6
環境 基 準 項 目	1,1,1-トリクロロエタン	—	1mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0011	0.0002未満	0.0002未満
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.0002未満	0.0005	0.0002未満	0.0002未満	0.0003
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	硝酸性窒素	mg/L	10mg/L以下	<0.1	4.22	2.48	3.27	3.52
	ほう素	mg/L	1mg/L以下	0.01未満	0.02	0.05	0.03	0.03
	チウラム	mg/L	0.006mg/L以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
	シマジン	mg/L	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満

令和5年度 事業所排水調査結果

別紙2-3

区分	測定項目	No.	No.1	No.2	No.3	No.4	
		地点名	三井金属ダイカスト	トヨタホーム	日立Astemo	甲西工業団地最終排水口	
		採取日	9月6日	9月6日	9月6日	9月6日	
		採取時刻					
一般項目	天候	—					基準値 (山梨県の上乗せ基準)
	気温	°C	29.0	31.3	30.0	32.2	
	水温	°C	29.5	26.8	25.5	24.3	
分析項目	水素イオン濃度(pH)	—	8.0	8.2	7.4	7.6	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.9	1.8	5.2	5.5	30(日間平均20)
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.8	2.6	—	3.7	30(日間平均20)
	浮遊物質量(SS)	mg/L	1.0未満	1.0未満	1.0	1.7	50(日間平均30)
	n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5未満	0.5未満	—	0.5未満	—
	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	0.5未満	0.5未満	—	0.5未満	5
	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5未満	0.5未満	—	0.5未満	10
	フェノール類含有量(Ph)	mg/L	0.05未満	0.05未満	—	0.05未満	1
	銅含有量(Cu)	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.08	1
	亜鉛含有量(Zn)	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.44	0.05未満	1
	溶解性鉄含有量(S-Fe)	mg/L	0.05未満	0.05未満	—	0.14	1
	溶解性マンガン含有量(S-Mn)	mg/L	0.05未満	0.05未満	—	0.05未満	1
	クロム含有量(T-Cr)	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5
	大腸菌群数	個/cm ³	0	0	—	7	1000
	全窒素含有量(T-N)	mg/L	10	6	—	5.7	120(日間平均60)
	全りん含有量(T-P)	mg/L	22	0.02未満	—	0.92	16(日間平均8)
	カドミウム化合物(Cd)	mg/L	0.001未満	0.001未満	—	0.001未満	検出されないこと
	シアノ化合物(CN)	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.1
	有機りん化合物(O-P)	mg/L	0.1未満	0.1未満	—	0.1未満	検出されないこと
	鉛化合物(Pb)	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	0.02未満	0.02未満	—	0.02未満	0.05
	ひ素化合物(As)	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.05
	総水銀(T-Hg)	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.005
	アルキル水銀化合物(R-Hg)	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.003
	ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.002未満	0.002未満	—	0.002未満	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	0.004未満	—	0.004未満	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	0.02未満	—	0.02未満	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	0.04未満	—	0.04未満	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	0.006未満	—	0.006未満	0.06
	トリクロロエチレン(TCE)	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1
	テトラクロロエチレン(PCE)	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002未満	0.002未満	—	0.002未満	0.02
	ベンゼン	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1
	シマジン	mg/L	0.003未満	0.003未満	—	0.003未満	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.02未満	0.02未満	—	0.02未満	0.2
	チウラム	mg/L	0.006未満	0.006未満	—	0.006未満	0.06
	セレン化合物(Se)	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1
	ふつ素化合物(F)	mg/L	0.5	0.2	—	0.2未満	1
	ほう素化合物(B)	mg/L	0.2	0.1未満	—	0.1	10
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	5.9	4.4	—	3.6	100

令和5年度 事業所地下水調査結果

別紙2-4

区分	測定項目	No.	No.1	
		地点名	日立Astemo 地下水①	
		採取日	9月6日	
		採取時刻		
一般項目	天候	-		基準値
	気温	°C	30.0	
	水温	°C	20.8	
分析項目	カドミウム化合物(Cd)	mg/L	0.0003	0.003
	シアノ化合物(CN)	mg/L	0.01未満	検出されないこと
	鉛化合物(Pb)	mg/L	0.005未満	0.01
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	mg/L	0.005未満	0.05
	ひ素化合物(As)	mg/L	0.005未満	0.01
	総水銀(T-Hg)	mg/L	0.0005未満	0.005
	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02
	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006
	トリクロロエチレン(TCE)	mg/L	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン(PCE)	mg/L	0.0082	0.01
	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01
	ふつ素化合物(F)	mg/L	0.23	0.8
	ほう素化合物(B)	mg/L	0.1未満	1

令和5年度日立Astemo周辺井戸調査結果

令和5年9月27日実施
1回／年、2箇所

別紙2-5

No.	調査項目	単位	周辺井戸① 吉田30	周辺井戸② 吉田1452	地下水 環境基準
1	水素イオン濃度(PH)	-	6.5	6.6	-
2	電気伝導率(導電率)	mS/m	26.7	27.2	-
3	鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01以下
4	シアン	mg/L	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
5	六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.02以下
6	ほう素	mg/L	0.04	0.05	1以下
7	トリクロロエチレン	mg/L	0.0004	0.0002未満	0.01以下
8	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.01以下
9	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.1以下
10	1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.04以下
11	水温	°C	21.0	21.4	-

※令和4年4月1日より「六価クロム」の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lになった。

南アルプス市の公害防止協定締結状況

1 構成	甲	南アルプス市、甲斐市、中央市及び昭和町を代表する南アルプス市
	乙	三井金属鉱業株式会社→三井金属ダイカスト株式会社
	丙	
2 締結時期		昭和59年 8月17日 平成18年 2年14日 改正 平成15年 8月11日 改正
3 締結内容		地域住民の健康と豊かな自然環境を守るために「公害は絶対に起こさない」の基本原則に立って工場の管理運営を行う。
4 検査報告		工場の排水口において、県条例に定める規制物質を、水質汚濁防止法に定める方法で月3回測定し翌月末日までに報告する。
5 備考		合併以前から、代表の旧八田村が毎年工場視察していた。現在も旧八田の構成市町も含めて工場視察を行う。

1 構成	甲	八田村 → 南アルプス市
	乙	トヨタ自動車株式会社 → トヨタホーム株式会社山梨事業所
2 締結時期		平成3年 2月12日 平成15年10月 1日 改正 平成22年10月 1日 改正（社名変更）
3 締結内容		公害を未然に防止し、環境を保全することを目的とする。
4 検査報告		事業所の排水口等において定期的に測定する。測定回数は月1回以上とし、翌月末日までに報告する。ただし使用原材料に含有されない項目についてはこの限りではない。
5 備考		合併以前は、代表の旧八田村が毎年工場視察しており、今後も工場視察を継続していく。

1 構成	甲	若草町 → 南アルプス市
	甲	甲西町 → 南アルプス市
	乙	YKK AP 山梨 → YKK AP 株式会社山梨工場
2 締結時期		平成元年 4月 3日 平成31年 4月 1日 改正
3 締結内容		地域住民の健康を保護すると共に、さらに自然環境の保全との調和を図るために、乙の事業活動に伴う騒音、振動及び悪臭等の公害の未然防止を図ると共に快適な生活環境を保全することを目的とする。
4 検査報告		なし
5 備考		平成31年4月1日の改正で、水質汚濁防止対策と監視測定の項目を削除した。

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	株式会社日立製作所オートモティブシステムグループ第三事業本部サスペンション・ブレーキ事業部ブレーキ工場→日立 Astemo 株式会社
2 締結時期	平成 17 年 3 月 1 日	
3 締結内容	事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。	
4 検査報告	工場の排水口において、水質汚濁防止法及び山梨県公害防止条例に定める規制物質について測定し、その結果を甲に報告する。	
5 備考	平成 16 年 8 月に発生した土壤汚染については、汚染土壤浄化計画に基づき工事を実施すると共に、隨時中間報告を山梨県並びに南アルプス市に行う。	

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	南アルプス市戸田区
	丙	株式会社テクノプラント
2 締結時期	平成 18 年 7 月 25 日	
3 締結内容	事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。	
4 検査報告	大気汚染、騒音、振動、悪臭を法に基づき測定し、その結果を甲、乙に報告する。	
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	エルテック株式会社→エルテックサービス株式会社
	丙	南アルプス市戸田区
2 締結時期	平成 19 年 7 月 12 日	
3 締結内容	事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。	
4 検査報告	大気汚染、騒音、振動、悪臭を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。	
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	株式会社エコフカサワ
	丙	南アルプス市下今井区
2 締結時期	平成 19 年 9 月 26 日	
3 締結内容	事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。	
4 検査報告	騒音、振動を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。	
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	有限会社峡南環境サービス
	丙	南アルプス市戸田区
2 締結時期	平成19年12月14日	
3 締結内容	事業活動による公害の防止を図ることにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。	
4 検査報告	騒音、振動を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。	
5 備考		

別紙4

し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位:kl)

処理場	種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中巨摩地区広域事務組合衛生センターし尿処理場	生し尿	129.39	23.56	97.22	132.92	64.34
	浄化槽汚泥	6,797.10	6,583.09	6,143.17	6,979.54	6,492.87
	計	6,926.49	6,606.65	6,240.39	7,112.46	6,557.21
三郡衛生組合し尿処理センター	生し尿	93.62	111.78	612.55	140.38	176.07
	浄化槽汚泥	9,544.17	9,402.92	9,092.33	9,521.00	9,341.58
	計	9,637.79	9,514.70	9,704.88	9,661.38	9,517.65
合計	生し尿	223.01	135.34	709.77	273.30	240.41
	浄化槽汚泥	16,341.27	15,986.01	15,235.50	16,500.54	15,834.45
	計	16,564.28	16,121.35	15,945.27	16,773.84	16,074.86

R5年度

◎ごみ減量化資料

① 生ごみ処理機補助金交付状況

	件数	(うち容器)	(うち電動機)	金額
~平成25年度	1,105			21,915,570
平成26年度	40	24	16	375,600
平成27年度	21	10	11	237,800
平成28年度	28	14	14	297,200
平成29年度	34	24	10	252,100
平成30年度	30	16	14	282,900
令和元年度	30	14	16	297,800
令和2年度	38	14	24	309,200
令和3年度	67	36	31	627,200
令和4年度	64	42	22	487,900
小計	1,457	194	158	25,083,270

※平成26年8月に補助金交付要綱の一部改正により電動機器以外の容器(コンポスト)に対しても補助金対象とした。

- ・機器(1/2 上限2万円)
- ・容器(1/2 上限5千円)

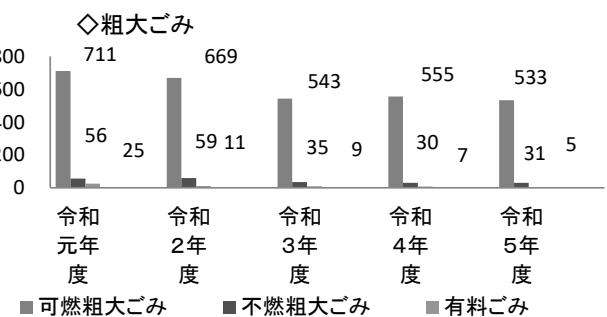
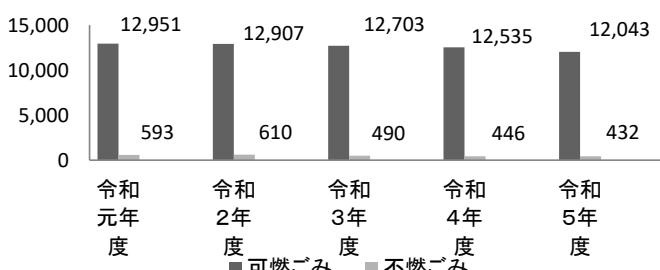
	件数	(うち容器)	(うち電動機)	金額
令和5年度	59	28	31	664,100
令和6年度				
令和7年度				
令和8年度				
令和9年度				
合計	1,516	222	189	25,747,370

② ごみ処理等の推移

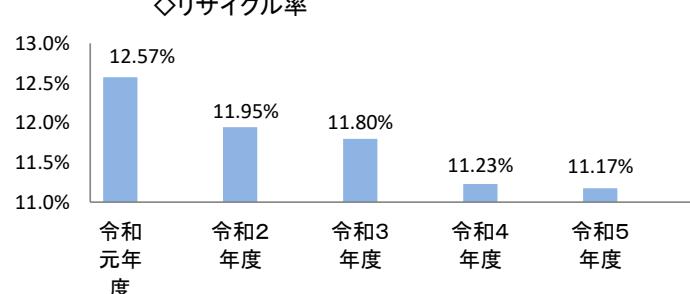
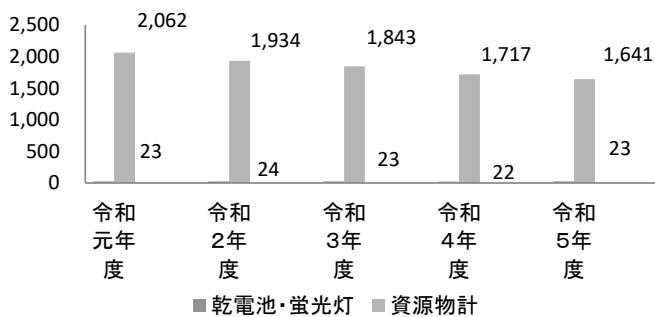
一般ごみ収集量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	12,951	12,907	12,703	12,535	12,043
不燃ごみ	593	610	490	446	432
可燃粗大ごみ	711	669	543	555	533
不燃粗大ごみ	56	59	35	30	31
家庭系ごみ計	14,311	14,245	13,771	13,566	13,039
有料ごみ	25	11	9	7	5
有料ごみ計	25	11	9	7	5
資源ごみ収集量	1,575	1,455	1,420	1,358	1,285
有価物(粗大ごみ)	464	455	400	337	333
乾電池・蛍光灯	23	24	23	22	23
資源物計	2,062	1,934	1,843	1,717	1,641
全体量	16,398	16,190	15,623	15,290	14,685
再資源化量	2,062	1,934	1,843	1,717	1,641
リサイクル率	12.57%	11.95%	11.80%	11.23%	11.17%

③ ◇可燃・不燃ごみ



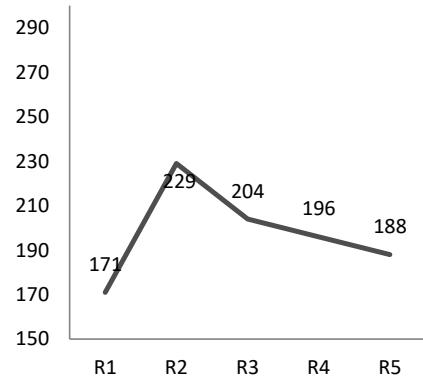
◇ごみ全体量・資源ごみ量



◇動物死骸処理推移

④ 動物死骸処理頭数集計

	R1	R2	R3	R4	R5
環境課	103	165	132	108	114
エコ(協)	68	64	72	88	74
合計	171	229	204	196	188



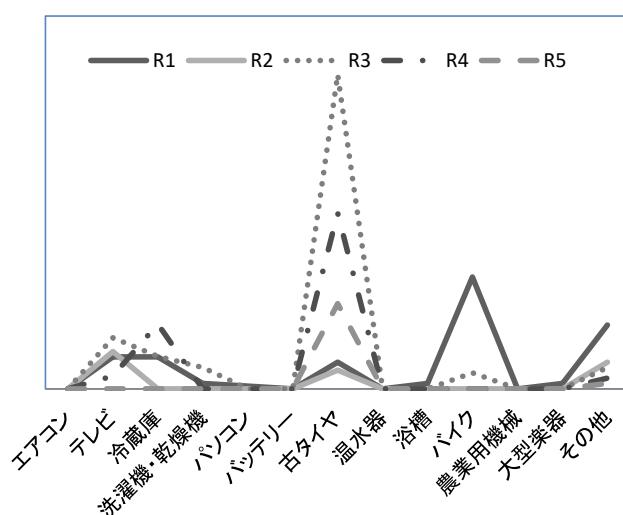
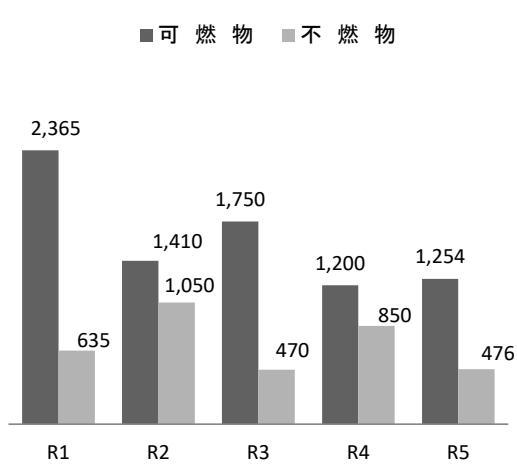
⑤ 年度別不法投棄処理実績

【単位:頭】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
可燃物	2,365	1,410	1,750	1,200	1,254
不燃物	635	1,050	470	850	476
家電4品目	エアコン	0	0	0	0
	テレビ	60	70	96	24
	冷蔵庫	60	0	61	122
	洗濯機・乾燥機	10	0	40	0
リサイクル品	パソコン	5	0	0	0
粗大ごみ	バッテリー	0	0	0	0
	古タイヤ	50	35	590	330
	温水器	0	0	0	0
	浴槽	10	0	0	0
	バイク	210	0	30	0
	農業用機械	0	0	0	0
	大型楽器	10	0	0	0
	その他	120	50	40	20
総重量	3,535	2,615	3,077	2,546	1,900

⑥ ◇不法投棄処理実績

◇種別比較



犬等に関すること

① 狂犬病予防注射に関すること

犬は「狂犬病予防法」により、その登録と年1回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられている。登録は飼い始めてから30日以内（生後91日以上）に行わなければならないことになっており、狂犬病予防注射と併せて行うように指導している。登録された犬には「鑑札」が発行される。狂犬病予防注射は注射を受け「狂犬病注射済票」の交付を受けなければならないことになっている。その他に、狂犬病予防注射の接種率を向上するために集合注射を実施している。

	新規登録	登録合計	死亡届出件数	狂犬病予防注射頭数			注射猶予犬	予防注射実施率
				集合	個別	合計		
令和元年度	263	3,454	359	1,344	1,395	2,739	104	82%
令和2年度	302	3,360	339	1,296	1,426	2,722	115	84%
令和3年度	284	3,366	290	1,277	1,444	2,721	98	81%
令和4年度	306	3,387	303	1,232	1,476	2,708	108	80%
令和5年度	273	3,439	271	1,145	1,490	2,635	123	79%

② 犬等の捕獲に関すること

市で行う犬の捕獲業務は市の条例で定められており、犬が人畜、その他に危害を加えることを防止するため野犬等について捕獲、抑留ができることになっている。

（野犬等とは、野犬とけい留されていない犬）

犬以外の動物については、捕獲はできないことになっている。（農政関係を除く）

「動物の愛護に関する法律」「狂犬病予防法」の中にも捕獲、保護についてうたわれているが法律上は都道府県が行うものであり、市は協力依頼等があった場合にその内容に対して協力をすることになっている。

抑留した犬については、2日間の公示を行うことになっており、公示後1日待って飼い主が現れない場合には、動物愛護指導センターに搬入、または里親に引き渡すことになる。

	捕獲保護頭数	行政処分頭数	返還頭数	その他（譲渡など）
令和元年度	48頭	0頭	42頭	6頭
令和2年度	39頭	1頭	34頭	4頭
令和3年度	41頭	0頭	36頭	5頭
令和4年度	42頭	1頭	37頭	4頭
令和5年度	55頭	0頭	49頭	6頭

③ 犬等の苦情に関すること

犬等の苦情は、放し飼い・糞尿被害・鳴き声・農作物家畜被害などがある。

実際に飼い主がわかるような場合は、直接注意を促すことができるが、わからない場合などは、看板等の設置や回覧板などをを利用して周知をしている。

	放し飼い	糞尿被害	鳴き声	農作物家畜被害	合計
件数（令和元年度）	10	24	5	0	39
件数（令和2年度）	6	29	5	0	40
件数（令和3年度）	11	38	5	0	54
件数（令和4年度）	12	40	6	0	58
件数（令和5年度）	2	12	3	0	17

④ 犬等の適正飼養に関すること

市では犬等の適正飼養を啓発するために、年に1回「犬のしつけ方教室」を行っている。

⑤ 猫不妊・去勢手術費補助金に関すること

市内の猫の無秩序な繁殖の抑制を行い、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全することを目的として、山梨県が実施する単年度事業の猫不妊・去勢手術費補助金事業を活用し、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫に行う不妊手術又は去勢手術に係る費用の助成を行った。

＜助成内容＞

対象となる猫：飼い主のいる・いないに関わらず、すべての猫

助成金額：手術に要した実費

不妊手術 15,000 円、去勢手術 10,000 円を上限とする。

飼い主のいない猫については上記金額に+1,000 円。

事業実施期間：公布日（令和5年6月19日）から令和6年3月25日まで

実施数	不妊手術 331 匹	飼い猫 203 匹
	去勢手術 278 匹	飼い主のいない猫 406 匹
合計 609 匹		

南アルプス市における 地球温暖化対策の取組みについて

南アルプス市 市民部 環境課



南アルプス市の温暖化対策事業

本市の「豊かな自然環境」から生み出される「新エネルギー」を導入し、率先的かつ先進的な温暖化対策に取り組んでいる。



全国屈指の日照時間

太陽光発電の導入

これまでに公共施設へ合計602kw規模の太陽光発電システムを導入



急峻な地形と豊富な水量

小水力発電の整備

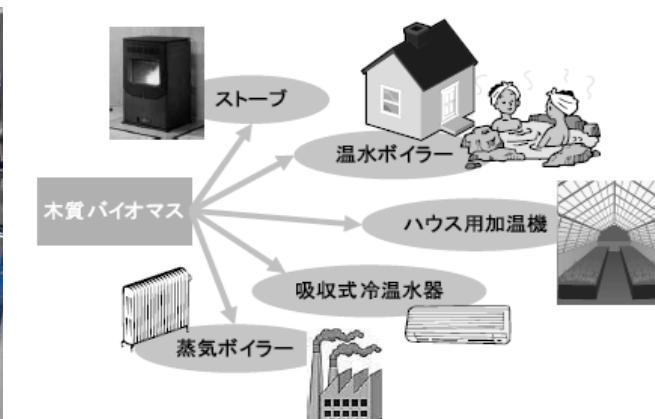
H21年度に最大出力100kwの金山沢川水力発電所を整備



山林と果樹園からの木質資源

木質バイオマスの推進

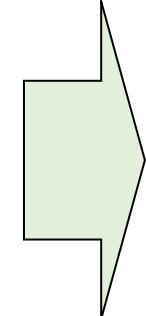
「木質バイオマス詳細ビジョン(H21年度)」、「バイオマスマップ構想(H22年度)」策定



公共施設への太陽光発電システムの導入状況

No.	導入年	発電容量 (kw)	発電場所
1	H15/H23.1	55.18	南湖小学校・体育館
2	H17/H22.10	35.86	甲西中学校
3	H17	3.3	白根御池小屋
4	H18	20.04	白根百田小学校
5	H20.12/H24.7	42.99	櫛形中学校・武道館
6	H21.4	2.745	南アルプスクラインガルテン
7	H22.2	10	大明保育所
8	H22.3	29.65	八田中学校
9	H22.3	29.8	若草中学校
10	H22.3	19.76	八田小学校
11	H22.3	29.8	若草小学校
12	H22.3	20.16	健康福祉センター(白根支所)
13	H22.7	10	消防署
14	H22.10	19.8	白根巨摩中学校
15	H22.10	19.8	小笠原小学校
16	H22.10	19.8	大明小学校
17	H23.1	37.51	白根東小学校(体育館)
18	H23.1	10	南アルプス市役所
19	H23.3/H26.3	38.66	白根御勅使中学校(武道館・体育館)
20	H24.11	20	甲西児童館
21	H24.12	40	若草支所
22	H26.4	22	南湖保育所
23	H27.2	15	櫛形生涯学習センター
24	H28.3	11.4	八田消防署
25	H29	19.4	落合小学校
26	R6.8	20	若草保育所
合計		602.655	

※令和4年度の電力事業者ごとのCO2排出係数(東京電力の値) 0.457 kg-CO2/kWhを使用



令和5年度発電量
648,988 kwh
CO2削減量
約296 t

「太陽光発電システム」等設置費補助状況

平成22年度より補助金制度創設（南アルプス市）

※令和5年度補助実績



PPP(官民連携)による太陽光発電システム導入

■官民連携（PPP）を活用した「負担付き寄付」により市内2箇所の公共施設に計60kWの太陽光発電システムを導入



【若草支所】 40kW

発電開始：平成24年12月
設置形状：陸屋根
年間発電予測量：52,000kWh
自立運転時最大：20kW

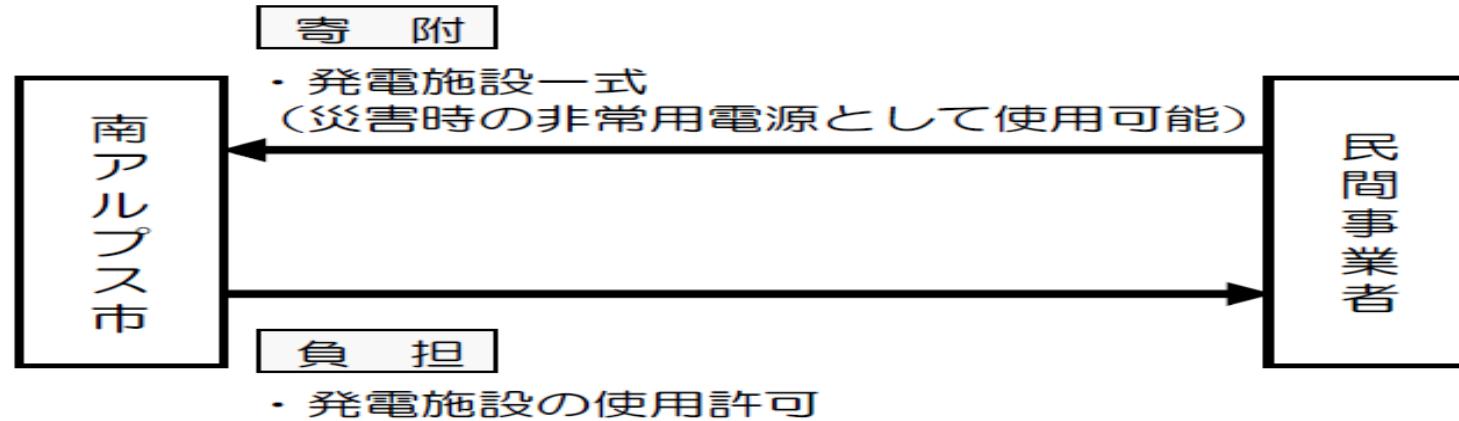
【甲西児童館】 20kW

発電開始：平成24年11月
設置形状：切妻屋根
年間発電予測量：26,000kWh
自立運転時最大：10kW

官民連携による太陽光発電システム導入

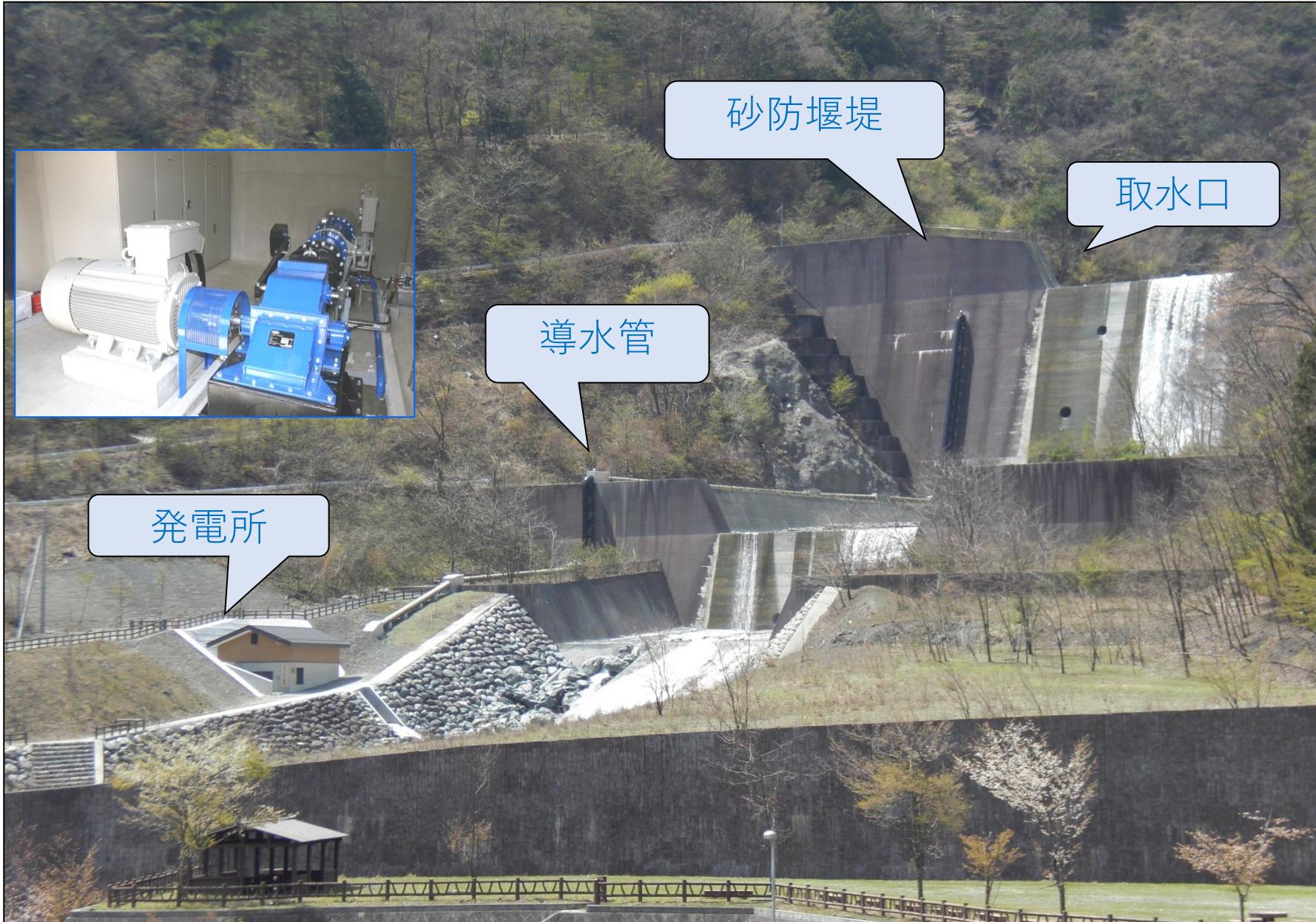
■官民連携方式 (PPP) 「負担付き寄付」により市内2箇所の公共施設に計60kWの太陽光発電システムを導入

- ①民間企業が全ての費用を負担し、発電施設一式を寄付（市の負担は0）
- ②市は一定の期間、寄付者に無償で発電施設を貸与

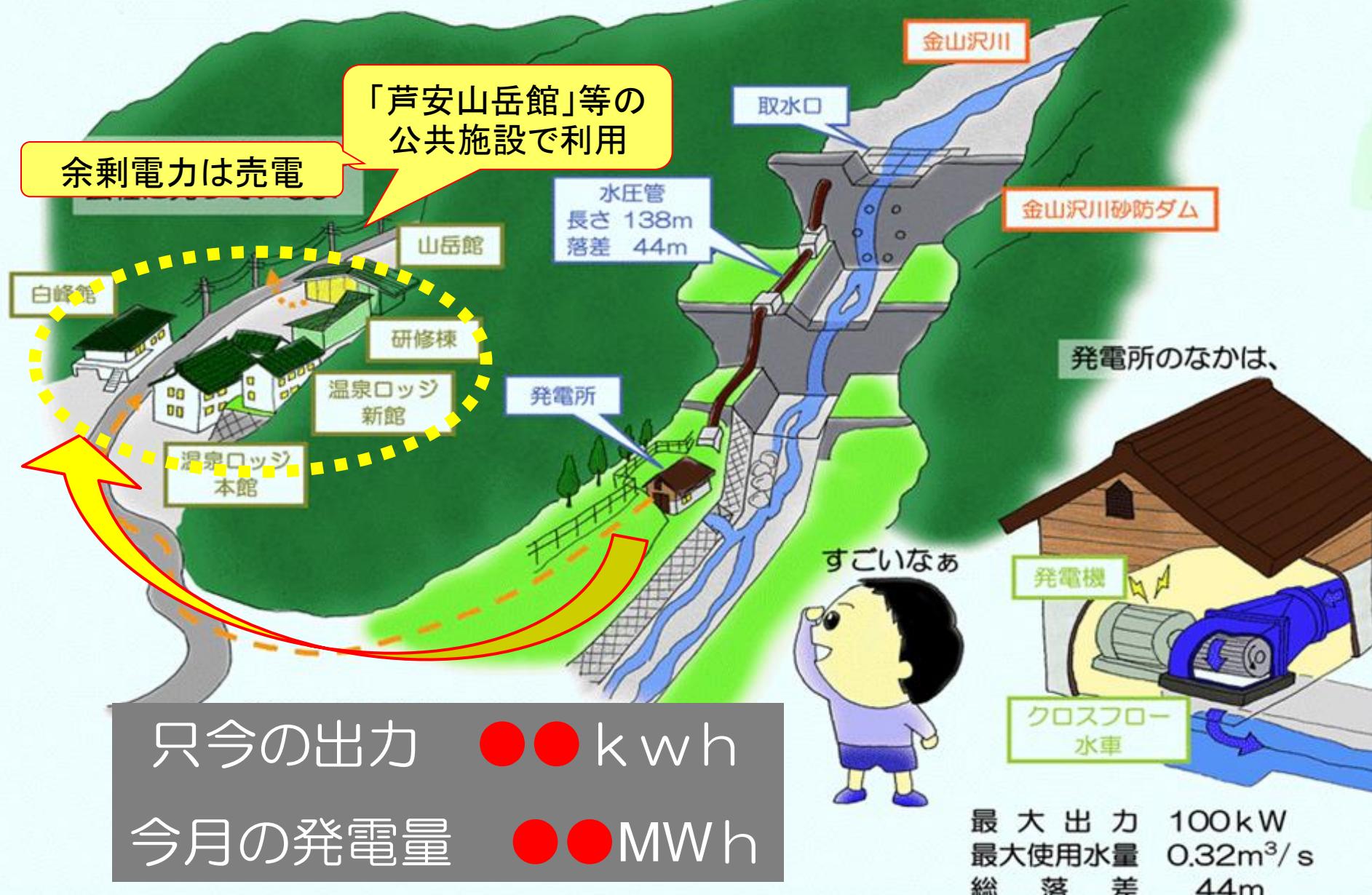


- ③民間企業は売電収入により投資額を回収
- ④民間企業は投資額を回収後、発電施設を市に返還
 - 貸与期間は最長15年間
 - 売電収入が一定額に達した時点で15年未満でも返還
- ⑤災害時系統電源が使用できない場合は地域が非常用電源として無償で使用できる

金山沢川水力発電所（全景）

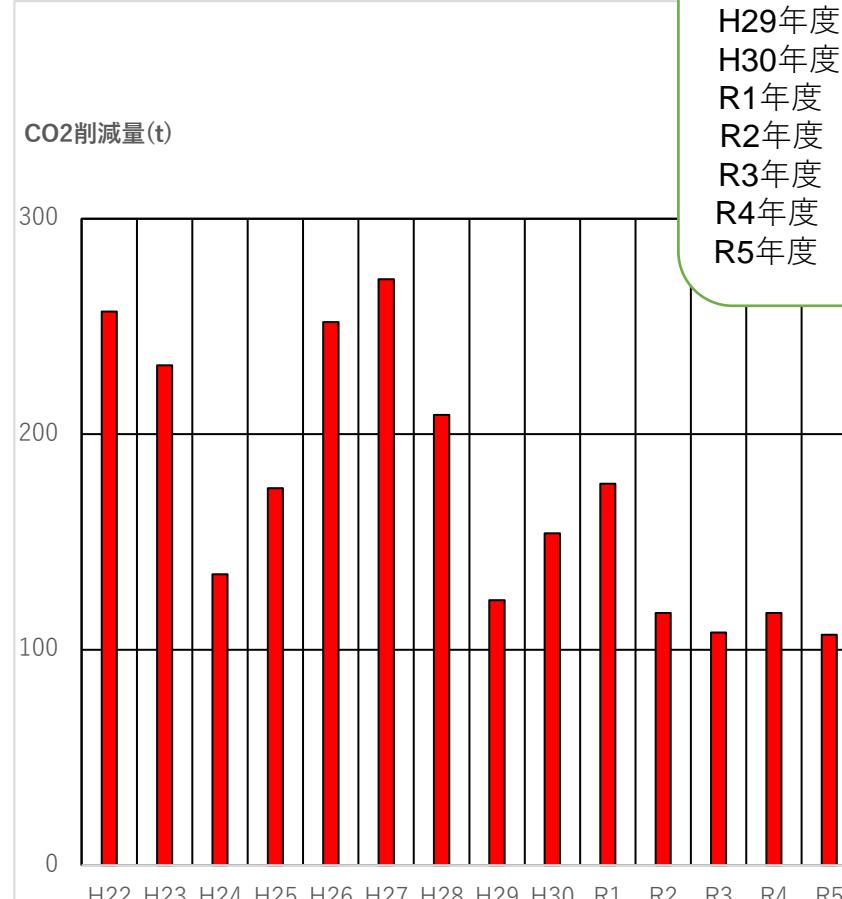
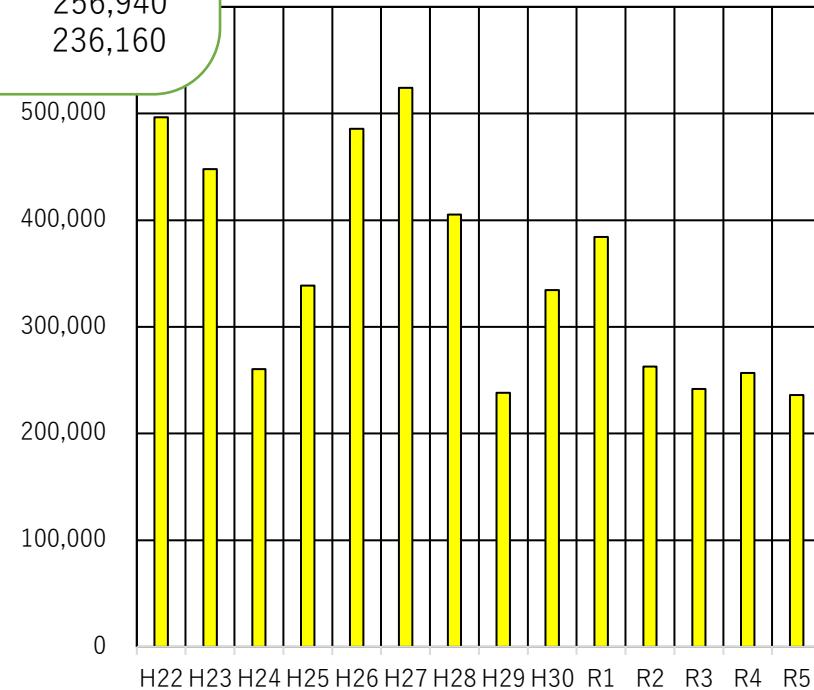


金山沢川水力発電所（イメージ）



年度別の総発電量とCO2削減量 (平成22年度～令和5年度)

H22年度	496,530
H23年度	447,880
H24年度	260,350
H25年度	338,800
H26年度	485,810
H27年度	524,200
H28年度	405,270
H29年度	238,350
H30年度	334,590
R1年度	384,190
R2年度	262,760
R3年度	241,900
R4年度	256,940
R5年度	236,160



※令和4年度の電力事業者ごとのCO2排出係数
(東京電力の値) 0.457 kg-CO2/Kwhを使用

金山沢川水力発電所 (発電状況とCO2削減量)

年 度	総発電量(kwh)	CO2削減量(t)
H22	496,530	257
H23	447,880	232
H24	260,350	135
H25	338,800	175
H26	485,810	252
H27	524,200	272
H28	405,270	209
H29	238,350	123
H30	334,590	154
R1	384,190	177
R2	262,760	117
R3	241,900	108
R4	256,940	117
R5	236,160	107

※令和4年度の電力事業者ごとのCO2排出係数（東京電力の値）0.457 kg-CO2/kWhを使用

金山沢川水力発電所（オフセット・クレジット）

【オフセット・クレジット（J-VER）創出事業】

金山沢川水力発電所で発電した電力のうち、芦安山岳館等の公共施設で消費した電力から排出権を創出

平成22年度分で90tのオフセット・クレジット（J-VER）を創出

平成23年度分で56tのオフセット・クレジット（J-VER）を創出

平成24年度分で55tのオフセット・クレジット（J-VER）を創出

平成25年度分で71tのオフセット・クレジット（J-クレジット）を創出

平成26年度分で83tのオフセット・クレジット（J-クレジット）を創出

平成30年度で101tのオフセット・クレジット（J-クレジット）を創出

（平成27年度、28年度、29年度分）

令和3年度で157tのオフセット・クレジット（J-クレジット）を創出

（平成30年度、令和元年度、2年度分）

公共施設への木質ペレット ストーブ導入事業



No.	設置場所	設置年度	No.	設置場所	設置年度
1	南アルプス市役所本庁舎 1F ロビー	H22	17	道の駅しらね	H23
2	南アルプス市役所東別館 1F	H22	18	芦安支所 → 生涯学習課	H23
3	南アルプス芦安山岳館 事務所	H22	19	教育委員会	H23
4	南アルプス市役所 環境課内	H23	20	白根保育所 遊戲室	H23
5	南アルプス市役所西別館	H23	21	櫛形中央保育所 遊戲室	H23
6	南アルプス芦安山岳館展示室①	H23	22	白根御池小屋	H24
7	南アルプス芦安山岳館展示室②	H23	23	南アルプス市役所西別館 2F	H24
8	南アルプス市役所芦安支所	H23	24	北岳山荘	H24
9	甲西児童館	H23	25	南アルプス市役所 市民活動支援課	H24
10	落合小学校 図書館	H23	26	南アルプス消防署甲西分遣所	H24
11	八田児童館	H23	27	櫛形健康センター	H25
12	若草なかよし児童館→北岳山荘	H23	28	南湖保育所 → 収税対策課	H25
13	白根百田小学校 図書館	H23	29	県民の森 森林科学館	H26
14	八田支所 → 甲西支所	H23	30	南アルプス市市民活動センター	H27
15	櫛形西小学校 図書館	H23	31	南アルプス市農業体験実習館 樹園	H27
16	南アルプス市役所甲西支所	H23	32	南アルプス市消防本部八田消防署	H27
			33	南アルプス市西別館 2F	H28

- 化石燃料の代替として木質バイオマスを利用
⇒ 南アルプス市役所からのCO2排出量の削減 ⇒ 年間約 33t CO2削減
- 展示性の高い公共施設へのペレットストーブ導入による一般家庭への普及啓発
⇒ 市内一般家庭からのCO2排出量の削減へ

※排出量算定根拠:80日間×10kg(1日使用量)×33台×0.5(化石燃料換算)×2,489 kg-CO2/ℓ
(灯油1ℓに対するCO2排出係数)